

ターム物金利構築に関するサブグループからの報告内容

- ターム物金利構築に関するサブグループ（以下、SG）において、TONA First（流動性供給者による（ブローカー経由の場合を含む）気配値呈示を、円 LIBOR ベースから TONA ベースに移行すること）の実現に向けた実務上の課題について情報交換することを目的に、SG メンバーのうちマーケットメイカーとブローカーによる情報交換を実施。

—— 「円金利スワップ市場における LIBOR 公表停止への対応」（2021 年 3 月 26 日公表）では、「円金利スワップ市場における気配値呈示を円 LIBOR ベースから TONA ベースに移行する時期は、遅くとも 2021 年 7 月末とすること。」としており、その具体的な取扱いについて情報交換を実施。

- 上記情報交換における議論も踏まえ、SG では、TONA First 実施の具体的な取扱い（対象商品や実施時期など）について、意見照会を実施。意見照会結果の概要は以下の通り。併せて、別紙の内容について、対外的な情報発信を実施。

- ・ 意見照会結果の概要について、具体的には以下の通り。

1. インターバンクのボイス・ブローカー市場において、2021 年 7 月 30 日の取引終了をもって、以下に掲げる円金利スワップ（線形商品）の気配値呈示*を一斉に停止すること。

*：執行機能を含む。以下同じ。

- 円 LIBOR アウトライト・スワップ取引（円 LIBOR vs 固定金利）
- 円 LIBOR 金利スワップ・カーブ取引
- 円 LIBOR 金利スワップ・バタフライ取引
- 円 LIBOR vs TIBOR ベーシス・スワップ取引
- 円 LIBOR アセット・スワップ取引（円 LIBOR vs 日本国債）

【備考】

・例えば、以下の円金利スワップおよび対円 LIBOR の通貨スワップ取引は、1. の気配値呈示の一斉停止の対象に含まれない。

- 円 LIBOR vs TONA ベーシス・スワップ取引
- 円 LIBOR 同士を参照とするシングル・ベーシススワップ（6 か月 vs 3 か月、6 か月 vs 1 か月、3 か月 vs 1 か月）
- 円 LIBOR FRA 取引
- 円 LIBOR Single Period Swap 取引

2. 1. はディーラー対ディーラーのインターバンクのボイス・ブローカー市場における取引を対象としており、その他の取引（ディーラー対顧客取引を含む）は含まない。

【備考】

・ディーラーは、ディーラー対顧客取引の電子取引基盤に対して、インターバンクのボイス・ブローカー市場での気配値呈示停止の対象となる取引価格のストリーミングを今後も継続することが可能。

3. 1. に列挙している取引のインターバンクのボイス・ブローカー各社による気配値画面の提供については、停止に伴うエンド・ユーザーへの影響等を勘案のうえ、可能な限り速やかに、当該ブローカー各社において適切な対応をとることを期待する。

・一方、円金利スワップ（非線形商品）の気配値呈示を一斉に停止することについては、市場参加者や関連業者による準備（TONA TSR（確定値）の公表開始など）が十分に整っていないとして、現時点で結論を出すことは見送ることとし、今後、円金利スワップ（線形商品）の取り組みを参考に議論を継続することとされた。

以 上

(別紙)

2021年7月26日

日本円金利指標に関する検討委員会

円金利スワップ市場における気配値呈示の移行対応 (TONA First) について

ターム物金利構築に関するサブグループにおいて、円金利スワップ市場における TONA First (流動性供給者による (ブローカー経由の場合を含む) 気配値呈示を、円 LIBOR ベースから TONA ベースに移行すること) に関して、以下のコンセンサスを得た。同サブグループとしては、市場参加者が、以下の事項を踏まえたうえで所要の対応を講じることを期待する。

—— 「円金利スワップ市場における LIBOR 公表停止への対応」(2021年3月26日公表)では、「円金利スワップ市場における気配値呈示を円 LIBOR ベースから TONA ベースに移行する時期は、遅くとも 2021年7月末とすること。」としており、本ステートメントはその具体的な取扱いに関するもの。

1. インターバンクのボイス・ブローカー市場において、2021年7月30日の取引終了をもって、以下に掲げる円金利スワップ (線形商品) の気配値呈示*を一斉に停止すること。

* : 執行機能を含む。以下同じ。

- 円 LIBOR アウトライト・スワップ取引 (円 LIBOR vs 固定金利)
- 円 LIBOR 金利スワップ・カーブ取引
- 円 LIBOR 金利スワップ・バタフライ取引
- 円 LIBOR vs TIBOR ベーシス・スワップ取引
- 円 LIBOR アセット・スワップ取引 (円 LIBOR vs 日本国債)

2. 1. はディーラー対ディーラーのインターバンクのボイス・ブローカー市場における取引を対象としており、その他の取引 (ディーラー対顧客取引を含む) は含まない。

3. 1. に列挙している取引のインターバンクのボイス・ブローカー各社による気配値画面の提供については、停止に伴うエンド・ユーザーへの影響等を勘案のうえ、可能な限り速やかに、当該ブローカー各社において適切な対応をとることを期待する。

4. インターバンクのボイス・ブローカー市場における、円金利スワップ（非線形商品）の気配値呈示を一斉停止する期日については、円金利スワップ（線形商品）の取り組みを参考に、議論を継続する。

以 上